

平成30年度 税制改正等に関する要望と与党税制改正大綱の結果

(公社)全日本トラック協会

要 望 事 項	結 果
<p>1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現</p> <p>(1) 一般財源化により課税根拠を失った軽油引取税について旧暫定税率の廃止</p> <p>(2) 自動車税の引き下げ</p> <p>(3) 自動車税における営自格差見直し反対</p> <p>(4) 自動車重量税の道路特定財源化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 21 年度税制改正において軽油引取税が一般財源化された際、税率水準の検討を行ったが、地球温暖化対策の観点、また国・地方の苦しい財政状況を踏まえて税率水準を維持することとされた経緯等を踏まえて、検討すべきとされており、要望は見送られた。 • 平成 29 年度大綱において「平成 31 年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」とされている。 • 自動車税における営自格差の見直しは阻止することができた。 • 平成 29 年度大綱において「今後、(エコカー減税の)適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、応益課税の原則、市場への配慮等の観点を踏まえる」とされている。
<p>2. 特例措置の延長・拡充</p> <p>(1) ASV (先進安全自動車) 特例措置の延長・拡充</p> <p>(2) 自動車取得税における免税制度 (取得価格 50万円以下) の延長</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 適用対象となる装置に車線逸脱警報装置が追加されたほか、適用要件等の見直し・拡充の上、自動車重量税に関する特例措置については適用期限が3年間延長された。 • 適用期限は1年6か月延長された。

要 望 事 項	結 果
<p>(3) 雇用促進税制の延長</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 通常の雇用促進税制（同意雇用開発促進地域に係る措置）について、適用期限の到来をもって廃止することとされた。なお、地方拠点強化税制における雇用促進税制については、改組の上、適用期限が2年間延長された。
<p>(4) 所得拡大促進税制の延長</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 一定の要件を満たした場合は給与等支給増加額の最大20%（中小企業においては25%）の税額控除を可能とするなど、改組・拡充の上、適用期限が3年間延長された。
<p>(5) 少額資産即時償却の延長</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 30万円未満の減価償却資産を取得した場合に全額損金算入が認められる措置について、適用期限は2年間延長された。
<p>(6) 物流効率化法に基づく特例措置の延長</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 物流総合効率化法に基づき取得した資産（倉庫、附属機械設備等）に係る固定資産税等が軽減される措置について（倉庫に係る固定資産税・都市計画税を5年間2分の1、附属機械設備に係る固定資産税を5年間4分の3、倉庫用建物等について5年間10%割増償却）、適用期限は2年間延長された。
<p>3. トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 固定資産税の軽減措置の適用について、要望は見送られた。